平成２９年（フ）第１６４号
兵庫県加古川市尾上町安田87番地の２　朝日プラザクオーレ加古川709号
債務者　出口　幸恵
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２１０号
兵庫県姫路市土山７丁目６番３－308号　グリーンヒルズ土山
債務者　濱田　美鈴
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２３０号
兵庫県姫路市白鳥台１丁目34番２号
債務者　本田　武人
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第６５号
鳥取県米子市博労町１丁目163番地２　コーポおかだ205号、前住所鳥取県米子市皆生５丁目５番10号　204号
債務者　立花　俊子
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第３５７号
広島県山県郡安芸太田町大字下殿河内223番地
債務者　番匠さやか
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４３号
佐賀県杵島郡江北町大字山口1150番地２　トーキューハイム２－101号
債務者　鈴木　摂子
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第５３号
佐賀県武雄市武雄町大字富岡7791番地２
債務者　岡　　啓二
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第６７号
北海道苫小牧市日吉町４丁目19番４号マイン204
債務者　山田　清美
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第６８号
北海道苫小牧市桜木町２丁目21番14号
債務者　冨澤　　彰
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第１４号
秋田県鹿角市花輪字久保田10番地３コーポたんぽぽ一軒家、前住所秋田県鹿角市花輪字寺坂35番地
債務者　佐**藤**　美紀
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２９年（フ）第１３７号
山梨県甲府市塩部４丁目11番Ｋ－205号
債務者　徳原英子こと　**鄭**　　英子
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１４４号
山梨県南アルプス市下市之瀬16番地１　シティハイムサクラダＢ102
債務者　川西　祐香（旧姓今西）
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１０５号
三重県亀山市両尾町301番地１　リバーサイドビラⅡ　201号
債務者　竹内　正明
1　決定年月日時　平成29年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４１号
三重県四日市市楠町南川149番地３　雇用促進住宅１－406
債務者　近藤　真子
1　決定年月日時　平成29年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第５５号
三重県四日市市大宮西町18番10号
債務者　樋口　　篤
1　決定年月日時　平成29年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第７４号
三重県三重郡川越町大字高松775番地
債務者　藤井　　泰
1　決定年月日時　平成29年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
津地方裁判所四日市支部破産係